

八街市新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成26年11月
平成30年12月(改正)
令和4年4月(改正)

八 街 市

目 次

I. はじめに	1
1. 新型インフルエンザ等の発生と危機管理	1
2. 新型インフルエンザ等対策の経緯	1
3. 政府行動計画の作成	2
4. 千葉県行動計画の作成	2
5. 八街市行動計画の作成	3
II. 総論	4
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について	7
5. 対策推進のための役割分担	9
6. 行動計画の主要5項目	12
(1) 実施体制	12
(2) 情報提供・共有	15
(3) 予防・まん延防止	16
(4) 予防接種	18
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	19
7. 発生段階	19
III. 各段階における対策	23
ー未発生期ー	23
(1) 実施体制	23
(2) 情報提供・共有	24
(3) 予防・まん延防止	24
(4) 予防接種	25
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	25
ー海外発生期ー	27
(1) 実施体制	27
(2) 情報提供・共有	27
(3) 予防・まん延防止	28
(4) 予防接種	28
(5) 市民生活の安定の確保	29
ー国内発生早期・県内未発生期、県内発生早期ー	30
<u>国内発生早期・県内未発生期</u>	30
<u>県内発生早期</u>	30

(1) 実施体制	30
(2) 情報提供・共有	31
(3) 予防・まん延防止	31
(4) 予防接種	31
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	32
－国内感染期(県内感染期)－	34
(1) 実施体制	34
県内感染期移行前	34
県内感染期	35
(2) 情報提供・共有	35
(3) 予防・まん延防止	35
(4) 予防接種	36
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	37
－小康期－	38
(1) 実施体制	38
(2) 情報提供・共有	38
(3) 予防・まん延防止	39
(4) 予防接種	39
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	39
 (参考1)県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	41
(参考2)用語解説	43

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、発生するものである。ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う深刻な社会的・経済的打撃をもたらすことが懸念されている。又、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間に高い病原性を示す鳥インフルエンザ（A／H5N1）ウイルスが流行しており、このインフルエンザウイルスが人に感染し死亡する例も報告されてきたが、平成21年（2009年）4月には、新型インフルエンザ（A／H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となった。このとき発生したインフルエンザの病原性は、これまでの季節性インフルエンザと同程度であったが、わが国においても、一時的、地域的に医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こった。

最近では、平成25年（2013年）3月に、これまで報告されたことがなかった鳥インフルエンザ（A／H7N9）ウイルスの人への感染が中国において確認され、死亡者も出ている。このようなことから、従来から注目されてきたA／H5N1型に加え、A／H7N9型の鳥インフルエンザウイルスからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されている。新たなインフルエンザが発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制が必要である。

2. 新型インフルエンザ等対策の経緯

平成17年（2005年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）が、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて策定され、その後、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）。」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）に改定された。

同年の新型インフルエンザ（A／H1N1）の世界的な大流行では、わが国の健康被害の程度は、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。これらの教訓等を踏まえ、病原

性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年（2012年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、平成25年（2013年）4月に施行された。

この法律は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

3. 政府行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき、平成25年（2013年）6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

4. 千葉県行動計画の作成

千葉県では、平成17年（2005年）11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成し、数次にわたり改定を行ってきたが、特措法に基づく政府行動計画の作成を踏まえ、又、特措法第7条に基づく行動計画とするため、平成25年（2013年）11月に抜本的に改定し、平成30年（2018年）2月に変更した。

県行動計画は、政府行動計画を踏まえ、千葉県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものである。

5. 八街市行動計画の作成

八街市では、県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針となる「八街市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、この行動計画に基づき全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施する。

なお、本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの |
|--|

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直す必要があり、又、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合も、適時適切に変更を行うものとする。

Ⅱ 総 論

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。本市は、日本の玄関口である成田国際空港から10kmの位置にあり、その懸念は小さくないと考えられる。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の限界を超えてしまうことを念頭におき、本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の限界を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本市においては、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確

立する。

- ・ 発生前の段階では、国及び県が実施する水際対策への協力体制の構築、住民接種体制の整備、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。
- ・ 国内発生早期の段階では、国及び県により患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要の外出の自粛要請や施設の使用制限が行われる。

市は、国及び県が実施する対策に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- ・ なお、発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。又、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ・ 国内で感染が拡大した段階では、国及び県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。従って、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ・ 事態によっては、市の実情等に応じて、国や県と協議のうえ、柔軟に対策を講じることができるようにし、現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、国及び県が実施する不要の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要事業を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に

検討することが重要である。

又、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国及び県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行同計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし県等が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等において、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要がある。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

(4) 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考えるうえで、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前に正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては以下、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市(平成22年国勢調査では、八街市の人口73,212人で、全国人口128,057,352人の0.057%)に当てはめることで被害想定を行った。

想定条件 り患率:25%

致死率:アジアインフルエンザ等を中等度 0.53%

スペインインフルエンザを重度 2.00%

○人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数(上限値)は、約7,400人～約14,200人と推計した。

○入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを使用し、国が推計した患者数から上限値を推計した。

中等度の場合は、入院患者数の上限値は約300人、死亡者数の上限値を約73人、重度の場合の入院患者数の上限値を約1,100人、死亡者数の上限値を約364人と推計した。

○流行が各地域で約8週間続くという仮定の下で、県が示した入院患者の発生分布から推計すると、市はこれに準じて、中等度の場合

の1日当たりの最大入院患者数を約58人（流行発生から5週目）、重度の場合の1日当たりの最大入院患者数を約227人と推計した。

○これらの推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。

○これらの想定については多くの議論があり、科学的知見が十分と言えないことから、国は最新の科学的知見の収集に努め必要に応じて見直しを行うこととしている。

○新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものは新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きく、市の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象となっている。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対応を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対応を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

【感染規模の想定】

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示す想定を用いると、八街市では次のように想定される。

		国	千葉県	八街市
参考人口		128,057,352人 (平成22年度国勢調査)	6,216,289人 (平成22年度国勢調査)	73,212人 (平成22年度国勢調査)
患者発生数（人口の25%）		32,014,338人	1,554,072人	18,303人
受診患者数		約1,300万人～ 2,500万人	約63万人～ 121万人	約7,400人～ 14,200人
入院患者数 （上限）	中等度	約53万人	約2.6万人	約300人～
	重 度	約200万人	約9.7万人	約1,100人
死亡者数 （上限）	中等度	約17万人	約0.8万人	約97人
	重 度	約64万人	約3.1万人	約366人
入院患者 発生分布	中等度	最大10.1万人/日 (流行発生から5週目)	最大4,900人/日 (流行発生から5週目)	最大58人/日 (流行発生から5週目)
	重 度	最大39.9万人/日	最大19,400人/日	最大227人/日

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

- ・ 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患す

る。

り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、欠勤期間後治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。

・ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には、従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示す。

1. 国
新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。 新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。 その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策をすすめる。
2. 県
国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応をする。

新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生し、「政府対策本部」が設置されたときは、県は直ちに「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。その後も必要に応じて同対策本部会議を開催する。「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生段階に応じた具体的な対策を検討する。

又、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には、市町村間の調整を行う。

3. 市

市民に最も近い行政単位として、市民に対する情報提供やワクチンの接種、独居高齢者や障害者等への生活支援などを適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

政府が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を発表した際には、速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

対策を実施するに当たっては、県や近隣市町と緊密な連携を図る。

4. 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

又、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。

5. 指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

【感染症指定医療機関等】

新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。又、発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等への診療体制を含めた診

療継続体制を確保するため、業務計画を策定する。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画に定めるところにより、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等に対する診療体制を強化し、医療を提供する。

【市(県)医師会】

業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、新型インフルエンザ等発生時には、特定接種・住民への予防接種及び患者の診療等を行う。

【その他の医療関係団体】

それぞれの業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成する。

【社会機能の維持等に関わる事業者】

電気・ガス・水道等の事業者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から業務計画を策定し、従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画を実行し、可能な限り、その活動を継続する。

6. 登録事業者(特措法第28条)

医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続するよう努める。

7. 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。

8. 個人

新型インフルエンザ等の発生前の平常時から、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても、手洗い・咳エチケット等の個人レベ

ルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内、市内の発生状況や国及び県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的に実践する。

6. 行動計画の主要5項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、**(1)実施体制、(2)情報提供・共有、(3)予防・まん延防止、(4)予防接種、(5)市民生活及び地域経済の安定の確保**、の5項目に分けて立案している。各項目に含まれる内容を以下に示す。

(1)実施体制

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。このため市民部が中心となり、全ての部課等が協力する全庁一体となった取組を推進し、発生時には国及び県、指定(地方)公共機関と連携して、対策を強力に推進する。

新型インフルエンザ等の発生前においては、「八街市新型インフルエンザ等対策連絡会議」等の枠組を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部課等における認識の共有を図るとともに、全庁一体となった取り組みを推進する。

各部課等は、相互に連携を図りつつ、行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。又、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部課等の重要業務を継続する体制を整える。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長を本部長とする「八街市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

【八街市新型インフルエンザ等対策本部】

対策本部長（議長）	市長
対策副本部長	副市長 教育長
対策本部員	総務部長 市民部長 経済環境部長 建設部長 教育次長 会計管理者 議会事務局長
事務局	健康増進課

【八街市新型インフルエンザ等対策連絡会議】

（対策本部長である市長が庁内連絡会議を置く。）

構成員	総務部	秘書広報課長 総務課長 企画政策課長 財政課長 防災課長
	市民部	社会福祉課長 障がい福祉課長 高齢者福祉課長 子育て支援課長 市民協働推進課長 健康増進課長
	経済環境部	農政課長 環境課長
	建設部	道路河川課長
	水道課長	
	教育委員会	教育総務課長 学校教育課長
	市長が指名する者	
	事務局	健康増進課

【八街市新型インフルエンザ等対策本部事務分掌】

部 等	課名等	災害時事務分掌
事務局	健康増進課	1. 本部の庶務に関すること 2. 本部の会議に関すること 3. 保健所との連絡に関すること 4. 新型インフルエンザ等に関する情報の収集 及び伝達ならびに感染状況の報告に関すること 5. 庁内の連絡調整に関すること 6. 新型インフルエンザ等対策一般の企画・立案 に関すること 7. 相談窓口の設置に関すること 8. 医師会等関係機関との連絡に関すること
総務部	秘書広報課	1. 報道機関等の対応及び市民への広報活動 に関すること 2. 情報の収集及び伝達に関すること
	総務課	1. 職員の動員及び配備に関すること 2. 職員の感染防止に関すること 3. 部内の調整に関すること

総務部	企画政策課	1. ふれあいバスの運行及び感染予防に関する こと
	財政課	1. 本部の予算計画及び感染防止対策に対する 資金調達に関すること 2. 感染に伴う財政処置全般に関すること 3. 感染防止対策業務の遂行に必要な車両の 確保・配車に関すること 4. 感染防止対策に必要な物品の確保に関する こと
	防災課	1. 佐倉市八街市酒々井町消防組合との連絡調 整に関すること 2. 防災行政無線に関すること
市民部	社会福祉課	1. 社会福祉協議会との連絡調整に関すること 2. 部内の調整に関すること
	障がい福祉課	1. 障がい者等の要援護者対策に関すること 2. 社会福祉施設の感染防止対策に関すること 3. 障害者福祉施設への情報提供及び感染調 査に関すること
	高齢者福祉課	1. ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等の要援護 者対策に関すること 2. 介護老人福祉施設・事業所等への感染防止 対策に関すること 3. 介護老人福祉施設・事業所等への情報提供 に関すること
	子育て支援課	1. 児童福祉施設等の感染防止対策に関するこ と 2. 園児の感染調査及び応急対策に関すること
	市民協働推進課	1. 自治会及びその他の各種団体への協力要 請に関すること
経済環境部	農政課	1. 家畜伝染病予防に関すること 2. 部内の調整に関すること
	環境課	1. 廃棄物処理計画に関すること
建設部	道路河川課	1. 関連業者等への感染防止対策等に関するこ と 2. 部内の調整に関すること
	水道課	1. 感染時の給水対策に関すること

教育委員会	教育総務課	1. 教育委員会各課等の対応事項の取りまとめ・調整に関すること 2. 教育関係に必要な応急対策に関すること 3. 各課等の感染防止に関すること
	学校教育課	1. 幼児・児童・生徒の感染防止対策に関すること 2. 幼児・児童・生徒の感染調査及び応急対策に関すること 3. 教職員に関すること
上記に属さない課等		1. 感染防止における他課の応援に関すること

(2) 情報提供・共有

(ア) 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国及び県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関、登録事業者、一般事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国及び県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、市ホームページ、広報やちまた等の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらううえで必要である。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要であ

る。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。又、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

又、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。市対策本部に広報担当チームを設置し、広報担当責任者が適時適切に情報を提供する。

又、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) 予防・まん延防止

(ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。又、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。こうしたまん延防止対策の効果により医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を維持することが可能となると期待される。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うこととなる。まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、市内での対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の

病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(イ) 主なまん延防止対策について

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、県が実施する新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、手洗い・うがい・マスク着用・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

又、新型インフルエンザ等緊急事態においては、主に国内発生早期において、必要に応じ、県が措置を実施する不要の外出自粛要請への協力を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

(4) 予防接種

(ア) 目的

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

(イ) ワクチンについて

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(ウ) 特定接種

・特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

・特定接種の対象者

特定接種の対象者は、

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

なお、特定接種の対象となる登録事業者、国家公務員及び地方公務員並びにその接種順位については、国が基本的な考え方を提示しているが、実施にあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を、政府対策本部において総合的に判断し、決定することとなっている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄してるプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

・特定接種の接種体制について

登録事業者の登録の基となる業務に直接従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となり、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員は当該地方公務員の所属する県又は市町村が実施主体となる。実施については、原則として集団的接種により接種を実施する。このため、市は接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

(エ) 住民接種

住民接種は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時予防接種）により行う。一方、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場には、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）により行う。

実施主体は市であり、原則として集団接種により実施する。このため未発生期から接種が円滑に行えるよう、接種体制を構築しておく。

・特定接種対象者以外の接種対象者

特定接種対象者以外の接種対象者については、(イ)医学的ハイリスク者、(ロ)小児、(ハ)成人・若年者、(ニ)高齢者、の4群に分類することを基本とし、接種順位についてはこの分類に基づき、政府対策本部が決定する。

・対象の区分

(イ) 医学的ハイリスク者

- ・・・呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（発生時に、国が基準を示す。）
- ・・・基礎疾患を有する者（入院中又は通院中の者をいう。）
- ・・・妊婦

(ロ) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない

小児の保護者を含む。)

(ハ) 成人・若年者

(ニ) 高齢者(ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者))

(オ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部の決定を受けて実施される。

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保に関する措置

新型インフルエンザは、多くの人がり患し、流行が約8週間程度続くと言われている。又、本人のり患や家族のり患等により、職場で多くの欠勤者が出ることが想定され、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足のおそれがある。

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国及び県、市、指定地方公共機関、各登録事業者は、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。又、その他事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等発生を想定し、職場における感染予防や事業継続のための計画により、事業継続に不可欠な重要業務や従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。

新型インフルエンザ等の発生時は、職場における感染対策を実施し、まん延防止に努めるとともに、事業継続計画を実行し、それに応じた活動を維持する。又、事業の継続が社会的に求められている医療従事者等の登録事業者に対しては、国や県の要請があった場合、特定接種等の支援を行う。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

本行動計画では、政府及び県行動計画に準じて、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内(県内)での発生、まん延期、小康状態に至るまでの5つの発生段階に分類した。国全体での各発生段階の移行については、WHOの情報を参考としながら、海外や国内での発

生状況を踏まえて、政府対策本部が決定し、それを公表する。

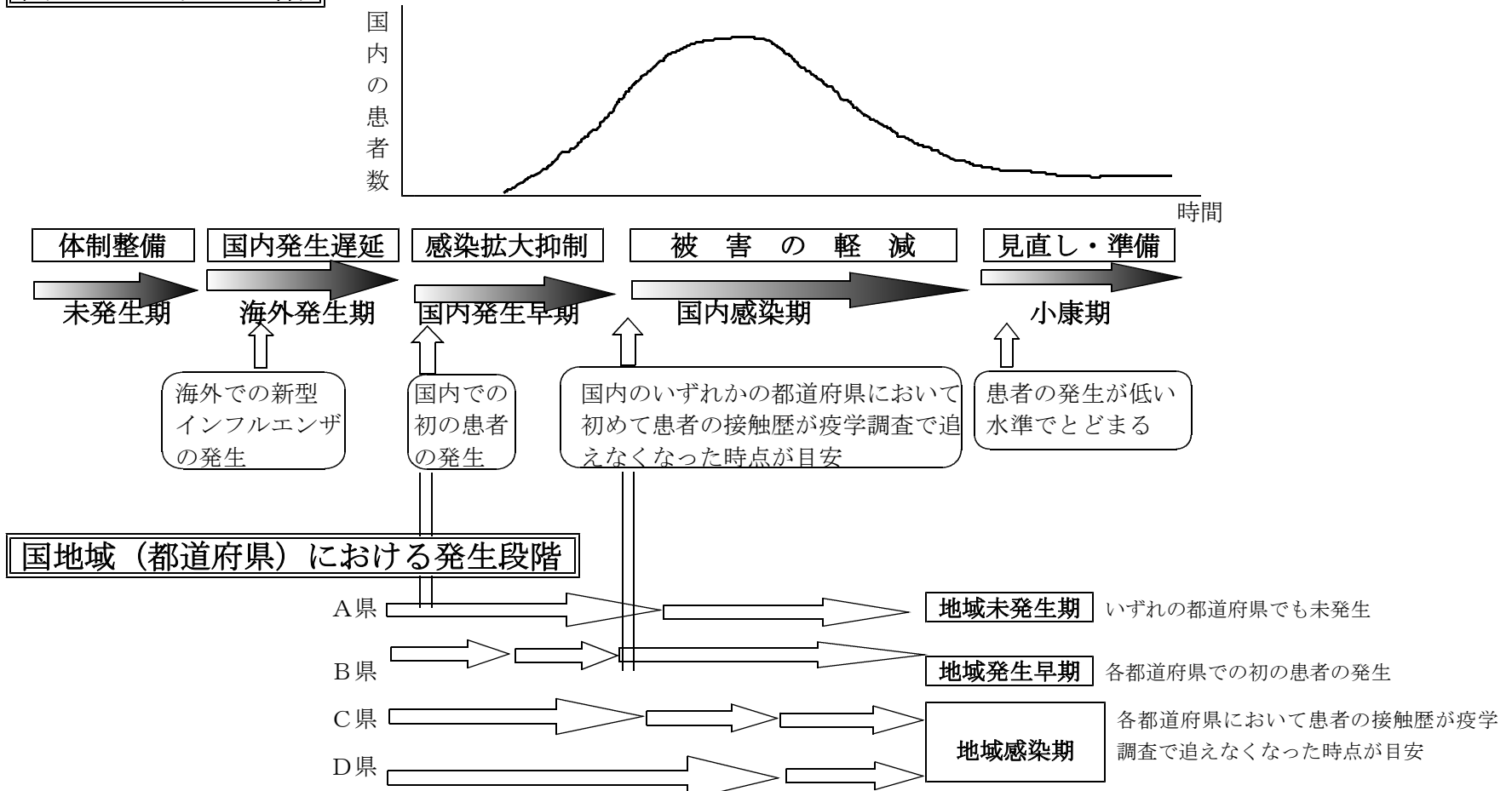
本行動計画の発生段階は、政府行動計画及び県行動計画に基づいているが、地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染拡大防止対策等について柔軟に対応する必要があることから、県が発生段階を定め、その移行についても、必要に応じて県が判断する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、又、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと及び緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化することに留意が必要である。

《国及び地域（都道府県）における発生段階》

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断

国における発生段階



<本市における発生段階>

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内・県内発生早期	【国内発生早期】 県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態
	【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内・県内感染期 ※感染拡大～まん延～患者の減少	【国内感染期】 県外で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※以下の場合もあり得る ①県内で患者が発生していない場合 ②県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	【県内感染期】 県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、対策の基本項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じてマニュアル等に定めることとする。

－未発生期－

未発生期
○ 状況
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
○ 目的
・ 発生に備えて体制の整備を行う。
○ 対策の考え方
・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国・県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

【行動計画の作成】

・ 市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し、必要に応じ見直していく。

【体制の整備と国・県との連携強化】

・ 新型インフルエンザ等発生時の対策を整備・強化するために、初動対応にあたる体制を確立する。

- ・国及び県等との連携を図るため、平時からの情報交換や連絡体制の確認、訓練等を実施する。

(2) 情報提供・共有

【継続的な情報提供】

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ、広報やちまた等複数の媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

【体制整備】

- ・新型インフルエンザ等発生時の、発生状況に応じた市民への情報提供の内容について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築し、情報の受取手の反応や必要としている情報の把握に努め、更なる情報提供に活かすこととする。
- ・関係機関等と電子メールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、様々な相談に応じるための相談窓口を設置する準備を進める。

(3) 予防・まん延防止

【対策実施のための準備】

(個人レベルでの対策の普及)

- ・手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における不要の外出自粛要請の感染対策について、理解促進を図る。

(地域対策・職場対策の周知)

- ・新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施している感染対策や新型インフルエンザ等緊急事態における

施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

（衛生資器材等の把握）

・ 衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の流通・在庫等の状況を把握する体制を整える。

（４）予防接種

【ワクチンの供給体制】

・ 国の要請により、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

【接種体制の構築】

（特定接種）

・ 国の要請に基づき、集団的接種を原則とした接種体制の構築を進める。

（住民接種）

・ 国及び県の協力を得ながら、区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で、広域的な協定等を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能とするよう努める。

・ 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、接種日の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

【情報提供】

・ 国及び県が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

（５）市民生活及び地域経済の安定の確保

【要援護者への生活支援】

・ 県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して、要援護者を把握するとともに具体的な支援体制の整備を進める。

【市民への呼びかけ】

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備え、食料及び生活必需品等を各自で確保するよう呼びかける。

【火葬能力等の把握】

- ・ 県と連携して火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

【物資及び資材の備蓄等】

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備する。

海外発生期
○ 状況 ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
○ 目的 ・ 新型インフルエンザ等の市内発生の遅延と早期発見に努める。 ・ 市内発生に備えて体制の整備を行う。
○ 対策の考え方 ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・ 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・ 市内発生した場合には、患者の早期発見に努める。 ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ・ 国が検疫等により、国内発生を遅らせるよう努めている間に、市民生活及び地域経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

【体制強化等】

- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、本市新型インフルエンザ等対策本部設置に向けた準備を進める。

(2) 情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 市民に対して、国が示した海外の発生状況や県内で発生した場合に必要な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら市ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 手洗い、マスク着用等の感染対策が必要であることを市民に周知す

る。

【相談窓口の設定】

- ・ 相談窓口の設置を行う。

【情報共有】

- ・ 国が設置した地方公共団体等との問い合わせ窓口を利用するなどして、国及び県や関係機関と情報共有を行う。

（３）予防・まん延防止

【市内でのまん延防止対策の準備】

- ・ 市民に対して、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促し、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。
- ・ 未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等緊急事態における不要の外出自粛要請の感染対策について、理解促進を図る。

【市内対策・職場対策の周知】

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

（４）予防接種

【特定接種】

- ・ 国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を原則とし、新型インフルエンザ等対策を実施する職員に対し、本人の同意を得て、特定接種を行う。

【住民接種】

- ・ 国及び県と連携して接種体制の準備を行う。
- ・ 国の要請を受け、全市民が、速やかに接種ができるよう、集団的な接種を行うことを基本として、市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制をとれるよう準備する。

【情報提供】

- ・ 接種するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 市民生活の安定の確保

【要援護者対策】

・ 海外において新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、要援護者や協力者に支援体制の確認を呼びかける。

【遺体の火葬・安置】

・ 国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。

国内発生早期・県内未発生期、県内発生早期	
○ 状況	・ 国内発生早期・県内未発生期 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態。 ・ 県内発生早期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
○ 目的	・ 市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
○ 対策の考え方	・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。緊急事態区域に指定された場合は、県内発生状況等を踏まえ、緊急事態措置により、積極的な感染対策等をとる。 ・ 医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ・ 県内感染期への移行に備えて、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等感染拡大に備えた体制を整備する。 ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

国内発生早期・県内未発生期

- ・ 国及び県から情報提供される新型インフルエンザ等患者の発生状況を関係機関に周知する。
- ・ 国が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を行った場合、速やかに市対策本部を設置する。

県内発生早期

(1) 実施体制

【体制の決定】

- ・ 国及び県内の患者発生状況を考慮し、本市新型インフルエンザ対策本部会議を開催して必要に応じて、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

－ 国内発生早期・県内未発生期、県内発生早期 －

- ・ 印旛保健所と連携し、必要に応じて助言を受ける。

(2) 情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があり、感染予防には一人ひとりが、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの個人防衛を行うことが必要であることを市民に周知する。
- ・ 市民に対して利用できるあらゆる媒体・機関を活用して、国内外の発生状況と具体的な対策等を詳細にわかりやすく、できる限り迅速に情報を提供する。
- ・ 国及び県からの情報等をもとに、国内・県外での発生状況や具体的な対策等について、対策の実施主体等を明確にしながら分かりやすく詳細に情報提供し、市民への注意喚起を行うとともに、市ホームページ等により、国のQ & A等を関係機関や市民に周知する。

【情報共有】

- ・ インターネット等を活用し、国及び県や関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。

【相談窓口の充実・強化】

- ・ 新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、市民からの相談に対応する。

(3) 予防・まん延防止

【市内でのまん延防止対策】

- ・ 市民、事業所、高齢者施設等に対し、マスク等の感染予防物品や非常食の備蓄、手洗い・うがい、マスク着用、咳エチケット等基本的な感染防止対策の取り組みについて徹底するよう更なる周知、啓発を行う。
- ・ 未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等緊急事態における不要の外出自粛要請について、理解促進を図る。

(4) 予防接種

【住民接種】

- ・ 市民に対して、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報、予防接種の具体的スケジュールや接種場所、方法について周知する。
- ・ ワクチンの供給が可能になり次第、医師会や関係者の協力を得て

接種体制をとれるよう準備する。

- ・ 接種の実施にあたり、国及び県と連携して、学校や保健センターなど公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として本市に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・ 予防接種に対しての市民からの相談を受ける。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ① 国が基本的対処方針の変更を行ったのち、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する臨時の予防接種を実施。

なお、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ② 学校、保育園等に対して、特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限の要請を行う。要請に応じないときは特措法第45条第3項に基づき指示を行う。（要請・指示を行った際には、施設名を公表する。）
- ③ 学校、保育園等以外の施設に対して、特措法第24条第9項に基づく感染予防の徹底の要請を行う。要請に応じないときは特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。これらの要請に応じないときは特措法第45条第3項に基づき指示を行う。
（要請・指示を行った際には、施設名を公表する。）

（５）市民生活及び地域経済の安定の確保

【事業者の対応】

- ・ 国から要請があった場合、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

【市民への呼びかけ】

・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

【事業者の対応】

- ① 指定（地方）公共機関は、業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ② 水道事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【生活関連物資等の価格の安定等】

市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、又、買い占め及び売り惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。又、必要に応じ市民からの相談窓口の充実を図る。

国内感染期(県内感染期)
○ 状況 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)
○ 目的 ・ 医療提供体制を維持する。 ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
○ 対策の考え方 ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。 対策の実施については、発生の状況を把握し、実施すべき対策の判断をする。 ・ 状況に応じた感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について、分かりやすくかつ積極的に情報提供する。 ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療体制への負担を軽減する。 ・ 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめる。 ・ 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の市民生活及び地域経済を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

県内感染期移行前

- ・ 県内の患者の接触歴が疫学調査で追える状態において、政府が国内感染期への移行を決定した場合は、国内発生早期の対策を継続するとともに、県内感染期の対策の準備を進める。

県内感染期

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、速やかに八街市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、千葉県新型インフルエンザ等対策本部等との連携を緊密にし、国及び県から示された基本的対策方針を参考に、必要な対策を決定する。

（２）情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 国及び県と連携し、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ・ インフルエンザ等の感染予防には、手洗い・うがいの励行及びマスク着用などの市民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを、引き続き市民に広く周知する。

【情報共有】

- ・ インターネット等を活用し、国及び県、関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報共有を継続する。

【相談窓口の継続】

- ・ 相談窓口の継続・拡充を図る。

（３）予防・まん延防止

【市内でのまん延防止対策】

- ・ 市民に対して、マスク等の感染予防物品や非常食の備蓄、手洗い・うがい、マスクの着用、咳エチケット等基本的な感染対策の取り組みについて徹底するよう更なる周知、啓発を行う。
- ・ 市民、事業所、社会福祉施設等にも、感染予防の注意喚起をする。
- ・ 県の実施する以下の対策に対する要請・指示に協力する。
 - ① 事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨。
 - ② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校

保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう教育委員会等へ要請する。

③公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策の呼びかけ。

④病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう引き続き要請する。

（４）予防接種

【住民接種】

- ・ ワクチンが供給可能になり次第、予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種を開始し、市民に対し接種に関する情報提供を開始する。
- ・ 住民接種実施についての留意点は、国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

①特措法第４６条に基づく住民接種を進める。

なお、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

①市民に対し、特措法第４５条第１項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

②学校、保育園等に対して、特措法第４５条第２項に基づく施設の使用制限の要請を行う。要請に応じないときは特措法第４５条第３項に基づき指示を行う。（要請・指示を行った際には、施設名を公表する。）

③学校、保育園等以外の施設に対して、特措法第２４条第９項に基づく感染予防の徹底の要請を行う。要請に応じないときは特措法第４５条に基づく施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。これらの要請に応じないときは特措法第４５条第３項に基づき指示を行う。

（要請・指示を行った際には、施設名を公表する。）

（５）市民生活及び地域経済の安定の確保

【市民への呼びかけ】

・食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請に協力する。

【要援護者対策】

・在宅の高齢者、障がい者、在宅で療養する患者等の要援護者への生活支援の対策を行う。

【事業者の対応】

・国及び県から要請があった場合、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

【生活関連物資等の価格の安定等】

①市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから生活関連物資等の価格が高騰しないよう、又、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【埋葬・火葬の特例等】

- ①指定管理者に、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。
- ②死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

小康期
○ 状況
・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
○ 目的
・ 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。
○ 対策の考え方
・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象に住民接種を進める。

（１）実施体制

【対処方針の変更】

- ・ 国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合にはその対応を行う。

【緊急事態宣言の解除】

- ・ 国が緊急事態解除宣言を行った場合には、速やかに八街市新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。

【対策の評価・見直し】

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、これを踏まえ、必要に応じて、市行動計画等の見直しを行う。

（２）情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行う。
- ・ メディア等に対し、市内の発生・対応状況について情報提供を行う。